

議案第 12 号

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

平 23 都市計画第 1012 号
平成 24 年 (2012 年) 2 月 3 日

山口県知事 二 井 関 成

周南都市計画臨港地区の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画臨港地区を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

周南都市計画臨港地区の変更 (山口県決定)

1 都市計画徳山・下松港臨港地区（徳山）ほか2地区を次のとおり変更する。

名 称	面 積	備 考		
徳山港町臨港地区	約 19.0ha	商 港 区	約 11.1ha	（周南市入船町、徳山港町及び築港町の各一部）
		工 業 港 区	約 7.2ha	（周南市徳山港町の一部）
		修景厚生港区	約 0.7ha	（周南市徳山港町の一部）
晴海臨港地区	約 194.4ha	商 港 区	約 72.9ha	（周南市築港町、那智町及び晴海町の各一部）
		工 業 港 区	約 113.4ha	（周南市徳山港町及び晴海町の各一部）
		修景厚生港区	約 5.3ha	（周南市晴海町の一部）
		分 区 な し	約 2.8ha	（周南市晴海町の一部）
栗屋臨港地区	約 96.3ha	保 安 港 区	約 96.3ha	（周南市大字栗屋の一部）
大島臨港地区	約 19.4ha	工 業 港 区	約 19.4ha	（周南市大字大島の一部）
下松臨港地区	約 3.9ha	商 港 区	約 3.9ha	（下松市大字西豊井の一部）
光臨港地区	約 2.2ha	商 港 区	約 2.2ha	（光市大字島田及び大字光井の一部）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2 都市計画御影臨港地区を次のとおり決定する。

名 称	面 積	備 考		
御影臨港地区	約 52.3ha	工 業 港 区	約 52.3ha	（周南市御影町）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理

由

徳山・下松港臨港地区（徳山）、徳山・下松港臨港地区（下松）及び徳山・下松港臨港地区（光）は、昭和40年に都市計画決定され、「山口県臨港地区分区内構築物規制条例(昭和48年山口県条例第5号)」により土地利用の規制・誘導が行われております。

この度、港湾機能と都市的土地利用との調整を行い、港湾を適切に管理運営するために徳山・下松港臨港地区（徳山）の区域の変更を行うとするものです。

あわせて、徳山・下松港臨港地区（下松）及び徳山・下松港臨港地区（光）の名称を変更するものです。

新 旧 対 照 表

旧新	名 称	面 積	備 考		
旧	徳山・下松港臨港地区（徳山）	約 159.0ha	商 港 区	約 24.2ha	
			保 安 港 区	約 134.8ha	
	徳山・下松港臨港地区（下松）	約 3.9ha	商 港 区	約 3.9ha	
	徳山・下松港臨港地区（光）	約 2.2ha	商 港 区	約 2.2ha	
新	御影臨港地区	約 52.3ha	工 業 港 区	約 52.3ha	[新規]
	徳山港町臨港地区	約 19.0ha	商 港 区	約 11.1ha	[区域変更]
			工 業 港 区	約 7.2ha	
			修景厚生港区	約 0.7ha	
	晴海臨港地区	約 194.4ha	商 港 区	約 72.9ha	[区域変更]
			工 業 港 区	約 113.4ha	
			修景厚生港区	約 5.3ha	
分 区 な し			約 2.8ha		
栗屋臨港地区	約 96.3ha	保 安 港 区	約 96.3ha	[区域変更]	
大島臨港地区	約 19.4ha	工 業 港 区	約 19.4ha	[区域変更]	
下松臨港地区	約 3.9ha	商 港 区	約 3.9ha	[名称変更]	
光臨港地区	約 2.2ha	商 港 区	約 2.2ha	[名称変更]	